

ボーリングや既設ポンプの設置替えなどをお考えの方に

生活用水給水施設整備補助金

生活用水給水施設(ボーリングなど)を新設する費用の一部を助成する上毛町生活用水給水施設整備事業補助金を交付しています。また、既設ポンプの設置替えについても、条件を満たす場合は助成を行ないます。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

補助金を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください

※着工後の申請は、補助金の対象となりません。
※簡易水道の給水区域内は、対象外となります。

農業集落排水事業

農業集落排水事業は、水質を保全して生産性の高い農業と活力ある農村社会の形成を目的としています。
現在、ハッ並・吉岡、土佐井地区(一部を除く)が供用開始されており、ハッ並・吉岡地区は平成12年10月から現在まで123戸、土佐井地区は平成16年4月から154戸のご家庭などが接続を完了されています。事業実施地域でまだ接続が完了されていないご家庭は、農業集落排水への接続についてご検討いただきますようお願いいたします。なお、接続工事は町指定の「指定工事店」にご相談ください。

申 建設課 上下水道係 ☎ 72-3159(内線192・197)

令和9年度コミュニティ助成事業の募集

コミュニティ助成事業は、一般財団法人自治総合センターが宝くじの受託事業収入を財源として、地域が自主的に行うコミュニティ活動に必要な備品や設備などの整備に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする事業です。

助成対象団体 自治会など 助成対象事業 以下のとおり

事業名	助成対象	助成金額
一般コミュニティ助成事業	コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費	100万円～250万円
コミュニティセンター助成事業	コミュニティセンター、自治集会所などの建設または大規模修繕、及び必要な備品の整備に要する経費	総事業費の5分の3以内 限度額2,000万円
青少年健全育成助成事業	主に親子で参加するスポーツ、レクリエーション活動、文化・学習活動などに要する経費	30万円～100万円

※自治総合センターからの発表により、事業内容や助成金額などが変更となる場合があります。
※このほか、地域防災組織育成助成事業、地域づくり助成事業、地域の芸術環境づくり助成事業、地域国際化推進助成事業などがあります。詳しくはお問い合わせください。
※事業の採択は自治総合センターが行うため、申請しても採択されるとは限りません。

助成対象経費や必要書類など、申請にあたっては各種要件がありますので、事前にご相談ください。

申 企画開発課 企画情報係 ☎ 72-3112(内線122)

浄化槽の設置をお考えの方に

浄化槽設置整備補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため浄化槽の設置を推進しています。浄化槽は、台所、トイレ、洗面所、風呂場など家庭から出る汚れた水をそれぞれのご家庭できれいにします。

現在、町では設置補助金を他市町村よりも増額しています。年度内に設置をお考えの方はお早めにお申し込みください。

補助金を受けようとする方は必ず工事着工前に補助金の申請をしてください

※着工後の申請は、補助金の対象となりません。
※農業集落排水事業区域内は、対象外となります。

■補助金額

5人槽	600,000円
7人槽	840,000円
10人槽	1,200,000円



申請を希望する団体は、8月21日(金)までに企画開発課にご相談ください。



国民健康保険被保険者の皆さまへ

令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費制度は、支払った医療費が1か月ごとに自己負担限度額を超えたとき、その超えた分が国民健康保険から支給される制度です。

◎主な見直しの内容

- ・年齢や所得に応じて定められている自己負担限度額が見直されます。
- ・新たに「年間上限」が設けられ、長期療養者などの負担が軽くなる場合があります。



70歳未満の方の自己負担限度額(月額)				
所得区分		3回目まで	4回目以降	年間上限
ア	所得901万円超	270,300円+(医療費－901,000円)×1%	140,100円	168万円
イ	所得600万円超 901万円以下	179,100円+(医療費－597,000円)×1%	93,000円	111万円
ウ	所得210万円超 600万円以下	85,800円+(医療費－286,000円)×1%	44,400円	53万円
エ	所得210万円以下 (住民税非課税世帯を除く)	61,500円	44,400円	53万円※
オ	住民税非課税世帯	36,900円	24,600円	29万円

※年収約200万円までの区分に該当することが確認できたものは41万円となり、令和9年8月以降に償還払いされます。

70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)				
所得区分		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)	年間上限
現役並みⅢ	課税所得690万円以上	270,300円+(医療費－901,000円)×1% 【4回目以降 140,100円】		168万円
現役並みⅡ	課税所得380万円以上	179,100円+(医療費－597,000円)×1% 【4回目以降 93,000円】		111万円
現役並みⅠ	課税所得145万円以上	85,800円+(医療費－286,000円)×1% 【4回目以降 44,400円】		53万円
一般	課税所得145万円未満等	22,000円 (年間上限216,000円)	61,500円 【4回目以降44,400円】	53万円※
低所得者Ⅱ	住民税非課税	11,000円 (年間上限96,000円)	25,700円 【4回目以降24,600円】	29万円
低所得者Ⅰ	住民税非課税 (一定所得以下)	8,000円	15,700円	18万円

※年収約200万円までの区分に該当することが確認できたものは41万円となり、令和9年8月以降に償還払いされます。

高額療養費の支給について

町では令和7年2月申請分(令和6年11月診療分)から支給申請の簡素化を行っています。

毎月、高額療養費が支給されると見込まれる世帯の世帯主あてに「国民健康保険高額療養費支給申請書兼承諾書」を郵送していますので、初回のみ提出していただければ2回目以降は手続き不要で指定の口座にお振り込みします。

問 長寿福祉課 福祉医療係 ☎ 72-3188(内線168)